資料編

別表１

重　要　水　防　箇　所　一　覧

静岡県直轄

対象番号	水系種別	水系名	河川種別	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長（m）	位置（自～至）	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字					
島-32	二級	勝間田川	二級	勝間田川	勝間田川橋～朝生川合流点 牧之原市		静波～中	左右	4,600	0.4K～5.0K	B	河積不足
島-33	二級	萩間川	二級	萩間川	湊橋～東中橋上流50m 牧之原市		大江	左右	1,800	0.9K～2.7K	B	河積不足
島-34	二級	萩間川	二級	萩間川	白井川合流点～部ヶ谷川合流点 牧之原市		中西	左右	2,000	4.5K～6.5K	B	堤防断面不足
島-35	二級	須々木川	二級	須々木川	旧須々木川橋から上流へ 牧之原市		須々木	左右	400	0.7K～1.1K	B	堤防断面不足
重要度Ｂ小計					河川：4箇所				8,800			
合計					4箇所				8,800			

注）対象番号欄は、県島田土木事務所作成の『島田土木事務所管内図』を参照する。

水防工法	水防管理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者（避難誘導者）	伝達方法	
積土のう工	牧之原市	中水防倉庫	1,000	静波コミュニティー防災センター 川崎小学校	0548-22-1140 0548-22-0027	牧之原市長	静波区長 川崎区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原市役所相良庁舎	1,250	大江区民館 相良コミュニティー防災センター 相良小学校	0548-52-3229 0548-52-4545 0548-52-1433	牧之原市長	大江区長 相良区長 大沢区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原市役所相良庁舎	390	萩間小学校	0548-54-0020	牧之原市長	中里区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原市役所相良庁舎	100	相良小学校	0548-52-1433	牧之原市長	須々木区長	同報無線 広報車	

別表２

土 石 流 危 険 渓 流 域 一 覧 表

	危険渓流番号	渓流名	河川名	所在地	渓流概況		保全対象	
					渓流長(km)	流域面積(km2)	人家戸数(戸)	公共施設等
1	422-Ⅰ-001	穴川	穴川	片浜	0.28	0.04	6	
2	422-Ⅰ-002	小名ヶ谷沢	須々木川	須々木	0.27	0.03	6	
3	422-Ⅰ-003	法京川	法京川	片浜	0.42	0.10	10	
4	422-Ⅰ-004	寺川	寺川	片浜	0.63	0.19	2	釣徳寺
5	423-Ⅰ-001	水ヶ谷沢	坂口谷川	坂口	0.18	0.02	5	公民館
6	423-Ⅰ-002	山王前沢	坂口谷川	坂口	0.2	0.03	6	
7	423-Ⅰ-003	中沢	勝間田川	中	0.32	0.00	5	
8	423-Ⅰ-004	坂部沢	坂口谷川	坂部	0.25	0.03	12	やまばと学園
9	423-Ⅰ-005	三ノ谷沢	坂口谷川	細江	0.32	0.10	1	
10	423-Ⅰ-006	谷の口沢	坂口谷川	細江	0.2	0.02	7	
11	423-Ⅰ-007	上庄内沢２	勝間田川	勝田	0.14	0.03	5	
12	423-Ⅰ-008	宮沢	勝間田川	勝田	0.13	0.10	5	
13	423-Ⅰ-009	三栗川右支渓	三栗川	静谷	0.13	0.00	0	
14	422-Ⅱ-001	荒川沢１	萩間川	西萩間	0.35	0.03	1	
15	422-Ⅱ-002	部ヶ谷沢	部ヶ谷川	大寄	0.46	0.08	2	
16	422-Ⅱ-003	土沢２	白井川	白井	0.35	0.01	1	
17	422-Ⅱ-004	土沢１	白井川	白井	0.12	0.03	6	
18	422-Ⅱ-005	西側沢	白井川	白井	0.14	0.01	3	
19	422-Ⅱ-006	大知沢	菅ヶ谷川	菅ヶ谷	0.89	0.10	1	
20	422-Ⅱ-007	楠見沢川	菅ヶ谷川	菅ヶ谷	0.44	0.05	7	大向公民館
21	422-Ⅱ-008	海老江沢	萩間川	大江	0.14	0.03	4	
22	422-Ⅱ-009	堀切川	堀切川	片浜	0.52	0.03	1	

	危険渓流番号	渓流名	河川名	所在地	渓流概況		保全対象	
					渓流長(km)	流域面積(km2)	人家戸数(戸)	公共施設等
23	422-Ⅱ-010	高ヶ谷川	ラムネ川	片浜	0.43	0.04	1	
24	422-Ⅱ-011	宮本沢	白井川	白井	0.06	0.01	2	掘川組集会施設
25	422-Ⅱ-012	楠見沢川	菅ヶ谷川	菅ヶ谷	0.20	0.16	1	
26	423-Ⅱ-001	ﾋｮﾝﾉ木沢	坂口谷川	坂口	0.28	0.04	3	
27	423-Ⅱ-002	大沢	坂口谷川	坂口	0.31	0.05	3	
28	423-Ⅱ-004	下神明沢	坂口谷川	坂口	0.28	0.03	2	
29	423-Ⅱ-005	千頭ヶ谷沢	坂口谷川	坂口	0.75	0.16	3	
30	423-Ⅱ-006	谷田沢 1	坂口谷川	坂部	0.22	0.03	3	
31	423-Ⅱ-007	谷田沢	坂口谷川	坂部	0.23	0.03	2	
32	423-Ⅱ-008	大石ヶ谷沢	勝間田川	切山	1.60	0.78	1	
33	423-Ⅱ-009	荒谷沢 1	勝間田川	切山	0.82	0.01	1	
34	423-Ⅱ-010	荒谷沢 2	勝間田川	切山	0.12	0.01	1	
35	423-Ⅱ-011	切山下沢	勝間田川	切山	0.12	0.01	1	
36	423-Ⅱ-012	智生寺沢	勝間田川	切山	0.22	0.03	1	
37	423-Ⅱ-013	上庄内沢	勝間田川	切山下	0.25	0.02	3	
38	423-Ⅱ-014	谷の山沢	三栗川	静谷	0.34	0.30	2	
39	423-Ⅱ-015	沢ヶ谷川	朝生川	中	0.78	0.14	3	
40	423-Ⅱ-016	新戸沢	勝間田川	勝俣	0.46	0.06	1	
41	423-Ⅱ-017	寺浦沢	坂口谷川	坂部	0.26	0.03	2	

別表３

湛　水　注　意　個　所　一　覧　表

（時間雨量50㎜及び異常潮位）

位　　置	関係河川名	湛水面積（ha）	摘　要
牧之原市細江地内（堀之内地区）	白羽川、坂口谷川	20.0	
牧之原市細江地内（東福田地区）	坂口谷川	15.0	
計	２ヶ所	35.0	

別表４

水防上注意を要する水門等一覧表

（静岡県管理区間）

対象番号	河川海岸	水門等の名　称	位　置		形　　状				種　別	施設管理者	住　所 連絡方法
			郡市	大字	L	H	W	連			
島-35	勝間田川	勝間田川水門	牧之原市	静波		5.03	24.5	3	鋼製ｼｪﾙ構造 ｻｰﾆｯﾄｹﾞｰﾄ 捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所 0547-37-1035
島-36	須々木川	須々木川水門	牧之原市	須々木		3.00	16.0	1	鋼製ｼｪﾙ構造 ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所 0547-37-1035
島-37	萩間川	萩間川 相良水門	牧之原市	相良		3.75 5.00	18.2 18.4	1 2	鋼製ｼｪﾙ構造 ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所 0547-37-1035
島-38	地代川	地代川水門	牧之原市	須々木		2.60	10.0	1	鋼製ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞｰ構造ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-39	堀切川	堀切川水門	牧之原市	片浜		2.00	4.80	1	鋼製ローラーゲート 捲揚、電動	静岡県	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-40	大磯川	大磯川水門	牧之原市	片浜		1.90	3.80	1	鋼製ローラーゲート 捲揚、電動	静岡県	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-41	寺川	寺川水門	牧之原市	片浜		2.51	4.00	1	鋼製ローラーゲート 捲揚、電動	静岡県	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-42	ラムネ川	ラムネ川水門	牧之原市	片浜		2.21	6.00	1	鋼製ローラーゲート 捲揚、電動	静岡県	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-43	坂口谷川	樋門	牧之原市	細江		1.30	1.30	1	鋼　製 捲揚、手動	牧之原市	牧之原市お茶振興課 0548-53-2621
島-44	坂口谷川	樋門	牧之原市	細江		1.80	2.00	1	鋼　製 捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-45	坂口谷川	浜田樋門	牧之原市	細江		1.80	4.00	1	鋼　製 捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設課 0548-53-2627
島-46	坂口谷川	樋門	牧之原市	細江		1.80	1.85	1	鉄　製 捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設課 0548-53-2627

注）対象番号欄は、県島田土木事務所作成の『島田土木事務所管内図』を参照する。

別表５

水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

水防倉庫		河川海岸	位置	管理者	資材					
名　称	面積m^2				杭　木（本）	土のう（枚）	大型土のう（枚）	縄（ｋｇ）	鉄　線（ｋｇ）	ビニールシート（枚）
坂部	22.00	坂口谷川	牧之原市坂部	牧之原市	200	800	－	－	－	－
中	22.00	勝間田川	牧之原市中	牧之原市	320	900	－	2	－	－
牧之原市役所相良庁舎	86.01	萩間川	牧之原市相良	牧之原市	50	1,600	5	－	20	13

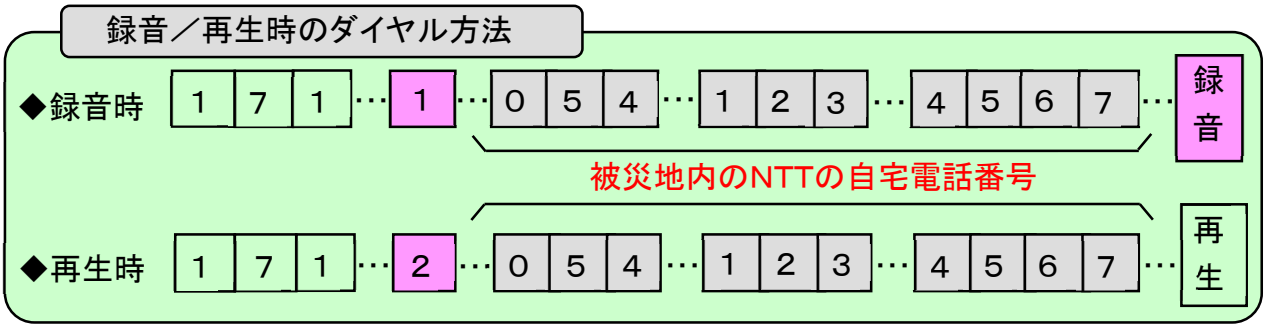
水防倉庫名　称	器材											
	掛　矢（丁）	ﾊﾝﾏｰ（丁）	ｼｮﾍﾞﾙ（丁）	ｼﾞｮﾚﾝ（丁）	石　箕（ケ）	つるはし（丁）	くわ（丁）	鋸（丁）	ペンチ（丁）	鎌（丁）	バール（丁）	照明具（灯）
坂部	1	－	2	－	－	1	－	－		－	－	－
中	－	－	12	－	－	3	－	－	－	－	－	－
牧之原市役所相良庁舎	5	6	16	3	5	1	1	3	2	8	1	1

別表６

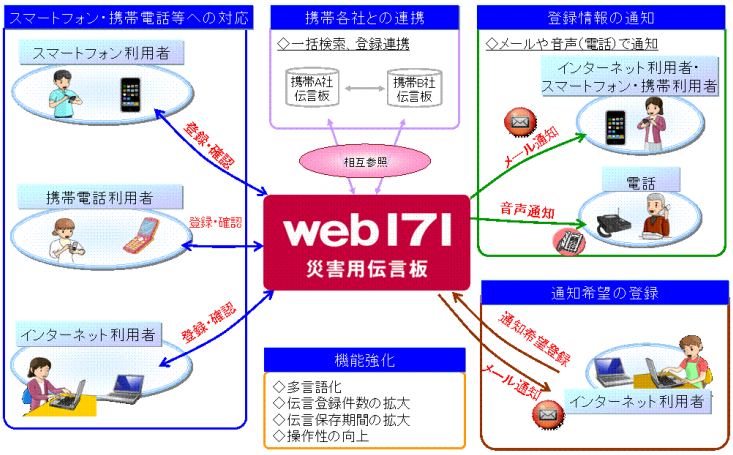
災害用伝言ダイヤル「１７１」

１　災害用伝言ダイヤルサービス「１７１」の利用方法

サービスの開始時期	◆震度6弱以上の地震の発生 ◆その他自然災害で電話が相当混み合っている時
目　的	◆災害時の被災地域住民の安否確認 ◆災害時の電話のふくそう緩和
キーとなる電話番号	◆被災地域内の自宅のNTT電話番号
利用可能な端末	◆NTTの電話　◆NTTの公衆電話



２　災害用伝言板（web171）の利用方法



詳しい利用方法は、NTT 西日本　http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/　をご覧ください。

３　携帯電話「災害用伝言板」の利用方法

NTTドコモをご利用の方

http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html をご覧ください。

auをご利用の方

http://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/ をご覧ください。

ソフトバンクモバイルをご利用の方

http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/ をご覧ください。

ワイ･モバイルをご利用の方

http://ymobile.jp/service/dengon/ をご覧ください。

様式３－２　直轄海岸水防警報発表用紙

正　規

○　○　海　岸
水 防 警 報 （ 出 動 ）

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省　○○川河川事務所発表
（第△△号）

【現　況】

△△潮位観測所の潮位は、○○日△△時□□分現在××ｍです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
（この文章も管理メニューで編集・削除可能です。）

【発　表】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
厳重に警戒して下さい。

【特　記】

（自由に記入）

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
○○○○○	○			
△△△△△				
□□□□□				
××××××				

問い合わせ先
国土交通省　○○河川事務所　○○○○課　電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

様式３－４　直轄海岸水防警報発表用紙（津波）

水　防　警　報（海　岸）

種　類	出　動　・　解　除			
発表海岸		基準水位観測所		第＿＿＿＿号
日時	年　　月　　日　　時　　分			国土交通省　○○地方整備局 ○○事務所発表
番号	発　表　内　容			
1	○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○m の津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

様式６　県管理河川水位到達情報発表用紙

○○川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

○○年○○月○○日
○○ 時 ○○ 分 発表
○○土木事務所

【主文】
　○○水系○○川は、○○日○○時○○分に、○○市○○の○○水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)○．○mに達しました。○○水位観測所では○時～○時の１時間に約○m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】
○○水位観測所（受け持ち区間：■■市※※地区～□□町◎◎地区）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

＊その他、本川（観測所）の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先
　静岡県○○土木事務所
　TEL：○○○－○○○－○○○○
　FAX：○○○－○○○－○○○○

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。
　静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」
　http://sipos.pref.shizuoka.jp

様式７－１　国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式

様式－１（派遣要請様式）

第　　号

年　　月　　日

国土交通省

〇〇〇〇〇〇事務所長　殿

〇〇市・町　災害対策本部長

〇〇市・町長　〇〇　〇〇

災害対策用資機材等の派遣について（要請）

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

１．要請理由　　台風〇〇号により発生した内水排除のため

２．要請箇所　　静岡県〇〇市・町〇〇地先（別図参照）

３．引渡希望日　　年　　月　　日　　時　　分

４．受取責任者　　〇〇〇〇課長　　〇〇　〇〇

　　電話番号　　000－000－0000

５．要請資機材の種類・規格・台数

資機材名等	規格	台数	備考
〇〇〇車（00-0000）	〇〇〇	１台	

６．使用予定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

７．操作要員等

操作員	不必要　・　必要（　　名）	
保守員	不必要　・　必要（　　名）	
設置・撤去員	不必要　・　必要（　　名）	
設置機械（ｸﾚｰﾝ等）	不必要　・　必要（　　機械　　台）	

様式７－２　国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式

様式－２（派遣回答様式）

第　　号

年　　月　　日

〇〇市・町　災害対策本部長

〇〇市・町長　〇〇　〇〇　殿

国土交通省

〇〇〇〇〇〇事務所長　〇〇　〇〇

災害対策用資機材等の派遣について（回答）

標記について、下記のとおり出勤を指示した旨を回答する。

記

１．引き渡し場所　　静岡県〇〇市・町〇〇地先　（別図参照）
〇〇〇〇〇〇事務所

２．引き渡し日　　年　　月　　日　　時　　分

３．派遣側責任者　　〇〇〇〇課長　　〇〇　〇〇
電話番号　　000－000－0000

４．受取責任者　　〇〇〇〇課長　　〇〇　〇〇
電話番号　　000－000－0000

５．要請資機材の種類・規格・台数

資　機　材　名　等	規　　格	台　数	備　　考
〇〇〇車（00-0000）	〇〇〇	１台	

６．派遣予定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

７．派遣操作要員等

操作員	０名
保守員	０名
設置・撤去員	０名
設置機械（ｸﾚｰﾝ等）	機械　０台

様式８　水防管理団体水防活動実施報告書

水防管理団体水防活動実施報告書

年　　月　　日

水防管理団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作成責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出水の概要	川　警戒水位　m 雨量　mm														
水防実施箇所	川　左 右　岸　地先　m														
日時	自　月　日　時 至　月　日　時								所要経費	人件費		管理団体	県支給分	その他	計
											手当て	円	円	円	円
											その他				
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計							計				
	人	人	人	人						物件費	資材費				
水防作業の概要及び工法	工法　箇所　m										器材費				
											雑費				
											計				
										公用負担					
										合計					
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使用資材	かます、俵	枚	枚	枚	枚
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人			万年、土俵	枚	枚	枚	枚
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人			な　わ	Kg	Kg	Kg	Kg
											丸　太	枚	枚	枚	枚
											その他				
県の応援状況															
水防団員消防団員の出動状況										立ち退き状況及びそれを指示した事由					
その他の出動状況										水防関係者の死傷					
居住者の出動状況										水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要					
雨量水位の状況															
公用負担内容										水防活動に関する自己評価					
他団体の応援状況															
警察官の応援状況										備考					

(注)　1　水防を行った箇所ごとに作成すること。
　　2　氾濫箇所図(1/5000 以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
　　3　水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000 以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に 3 部に提出すること。
　　4　集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

様式９　管内水防活動実施報告書

水防管理団体水防活動実施報告書

年　　月　　日

水防区(土木事務所)名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作成責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出水の概況	水防実施個所	水防開始の日時及び終結日時出	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			（　　人）		
			消防団員		
			人		
			（　　人）		
			その他		
			人		
			（　　人）		
			合計		
			人		
			（　　人）		

水防の効果		被害	所要経費概要			
			区分		水防区	水防管理団体
堤防	m	m				
田	㎡	㎡				
畑	㎡	㎡	内訳	人件費		
家屋	戸	戸		費		
鉄道	m	m				
道路	m	m		計		

			所要資材概要		
			かます・俵		
			なわ		
			丸太		
			その他		

(注)　1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式 8 を集計して様式 9 を作成すること。
2 様式 9 は様式 8 の写しを添付して、水防本部長(知事)に 2 部提出すること。
3 出動人員には、パトロール等も含む。

参考資料　1

○水防法

（昭和二十四年六月四日）
（法律第百九十三号）
第五回特別国会
第三次吉田内閣
改正　昭和二七年七月三一日法律第二五八号
同二九年六月一日同第一四〇号
同二九年六月八日同第一六三号
同三〇年七月一一日同第六一号
同三一年六月一一日同第一四一号
同三二年五月一六日同第一〇五号
同三三年三月一五日同第八号
同三五年六月三〇日同第一一三号
同四七年六月二三日同第九四号
同五七年七月一六日同第六六号
同五九年一二月二五日同第八七号
同六〇年六月二一日同第六九号
平成六年六月二九日同第四九号
同七年四月二一日同第六九号
同一一年七月一六日同第八七号
同一一年一二月二二日同第一六〇号
同一三年六月一三日同第四六号
同一七年五月二日同第三七号
同一八年六月二日同第五〇号
同二二年一一月二五日同第五二号
同二三年六月二四日同第七四号
同二三年八月三〇日同第一〇五号
同二三年一二月一四日同第一二四号
同二五年六月一二日同第三五号
同二五年六月一四日同第四四号
同二五年六月二一日同第五四号
同二六年一一月一九日同第一〇九号
同二七年五月二〇日同第二二号
同二九年五月一九日同第三一号

水防法をここに公布する。

水防法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　水防組織（第三条―第八条）
第三章　水防活動（第九条―第三十二条の三）
第四章　指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
第五章　水防協力団体（第三十六条―第四十条）
第六章　費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
第七章　雑則（第四十五条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（昭三三法八・全改）

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又

は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（昭三三法八・追加）

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（昭三三法八・追加）

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（昭三三法八・追加）

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（昭三三法八・追加）

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の

議決で定める。

（昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正）

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正）

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（平一七法三七・追加）

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

５　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

（平一一法八七・平二五法四四・一部改正）

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（平二三法一二四・一部改正）

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正）

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下）

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水

防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正）

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加）

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（平二七法二二・追加）

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又

は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正）

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加）

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（平二七法二二・追加）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村

地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
６　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
２　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正）

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。
（平二九法三一・追加）
（標識の設置等）
第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。
（平二九法三一・追加）
（行為の届出等）
第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
（平二九法三一・追加）
（大規模氾濫減災協議会）
第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一　国土交通大臣
二　当該河川の存する都道府県の知事
三　当該河川の存する市町村の長
四　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
五　当該河川の河川管理者
六　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
七　第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

３　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
（平二九法三一・追加）
（都道府県大規模氾濫減災協議会）
第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一　当該都道府県知事
二　当該河川の存する市町村の長
三　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
四　当該河川の河川管理者
五　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。
（平二九法三一・追加）
（予想される水災の危険の周知等）
第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
（平二九法三一・追加）
（河川管理者の援助等）
第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
２　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。
（平二九法三一・追加）
（水防警報）
第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正）

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正）

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正）

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正）

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（平一七法三七・旧第十三条繰下）

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正）

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下）

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正）

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事

させることができる。

（平一七法三七・旧第十七条繰下）

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正）

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正）

（水防通信）

第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下）

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（平一七法三七・旧第二十二条繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正）

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（平一七法三七・旧第二十三条繰下）

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四条繰下）

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・一部改正）

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（平二三法一二四・追加）

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

（平二三法一二四・追加）

第四章　指定水防管理団体

（平二三法一二四・改称）

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正）

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正）

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

（平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下）

第五章　水防協力団体

（平一七法三七・追加）

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正）

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　水防に関する調査研究を行うこと。

五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正）

（水防団等との連携）

第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（平一七法三七・追加）

（監督等）

第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（平一七法三七・追加）
（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
（平一七法三七・追加）
第六章　費用の負担及び補助
（昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下）
（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
（平一七法三七・旧第三十二条繰下）
（利益を受ける市町村の費用負担）
第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正）
（都道府県の費用負担）
第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
（平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下）
（国の費用負担）
第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。
（平二三法一二四・追加）
（費用の補助）
第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。
（昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正）
第七章　雑則
（平一七法三七・旧第六章繰下）
（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）
第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡

し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正）

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正）

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下）

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下）

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正）

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正）

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下）

第八章　罰則

（平一七法三七・旧第七章繰下）

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

（平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下）

第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正）

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

（平二九法三一・追加）

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　第二十条第二項の規定に違反した者

三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下）

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

（平一七法三七・全改）

3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

（平一七法三七・全改）

4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

（平一七法三七・全改）

参考資料　２

○牧之原市水防協議会条例

平成17年10月11日
条例第20号
改正　平成18年３月23日条例第２号
平成19年12月21日条例第25号
平成22年12月20日条例第22号
平成26年６月23日条例第22号
平成28年３月31日条例第27号

（設置）

第１条　水防法（昭和24年法律第193号）第26条第１項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、牧之原市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（１）　関係行政機関の職員

（２）　水防に関係ある団体の代表者

（３）　学識経験者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、次のとおりとする。

（１）　前条第２項第１号及び第２号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

（２）　前条第２項第３号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　会長は、市長をもって充てる。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、市長が定める機関が行う。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附　則（平成18年３月23日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年12月21日条例第25号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年12月20日条例第22号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年６月23日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第27号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

参考資料　３

牧之原市水防協議会委員名簿

令和5年4月1日

NO	組織	役　　職	備　　考
1	会長	牧之原市長	
2	委員	国土交通省静岡河川事務所長	第2条第2項第1号
3	委員	静岡県中部地域局中部危機管理監	〃
4	委員	静岡県島田土木事務所長	〃
5	委員	静岡県御前崎港管理事務所長	〃
6	委員	牧之原警察署長	〃
7	委員	牧之原市自治会地区長会会長	第2条第2項第2号
8	委員	牧之原市自治会地区長会副会長	〃
9	委員	牧之原市消防団長	〃
10	委員	静岡市吉田消防署長	第2条第2項第1号
11	委員	静岡市牧之原消防署長	〃
12	委員	牧之原市副市長	〃
13	委員	牧之原市教育長	〃
14	委員	牧之原市政策監	第2条第2項第1号
15	委員	牧之原市総務部長	〃
16	委員	牧之原市危機管理監	〃
17	委員	牧之原市企画政策部長	〃
18	委員	牧之原市市民生活部長	〃
19	委員	牧之原市福祉こども部長	〃
20	委員	牧之原市健康推進部長	〃
21	委員	牧之原市産業経済部長	〃
22	委員	牧之原市建設部長	〃
23	委員	牧之原市新拠点整備専門官	〃
24	委員	牧之原市教育文化部長	〃
25	委員	牧之原市議会事務局長	〃

＊任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

参考資料　４

気象業務法（抜粋）

改正平成 25・５・31・法律第２３号
（施行＝平 25 年８月 30 日、平 25 年 10 月１日）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

６　この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

７　この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

８　この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第３章　予報及び警報

（予報及び警報）

第 13 条　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第 16 条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第１項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

２　気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

３　気象庁は、前２項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第 14 条の２　気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

２　気象庁は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条第２項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、

水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3　気象庁は、水防法第 11 条第１項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4　第 13 条第３項の規定は、前３項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第３項中「前２項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 14 条の２第１項から第３項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5　第２項又は第３項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 17 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

第 15 条　気象庁は、第 13 条第１項、第 14 条第１項又は前条第１項から第３項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2　前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3　前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4　第１項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

（警報の制限）

第 23 条　気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

参考資料　５

気象業務法施行令（抜粋）

改正平成 25・８・26・政令２４１号
（施行＝平 25 年８月 30 日）

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第４条　法第 13 条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は臨時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種　　類	内　　容
天気予報	当日から３日以内における風、天気、気温等の予報
週間天気予報	当日から７日間の天気、気温等の予報
季節予報	当日から１箇月間、当日から３箇月間、暖候期、寒候期、海雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地震動予報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火山現象予報	噴火、降灰等の予報
津波予報	津波の予報
波浪予報	当日から３日以内における風浪、うねり等の予報
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地震動注意報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象注意報	噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

種　　類	内　　容
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波浪注意報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地震動警報	地震動に関する警報
火山現象警報	噴火、降灰等に関する警報
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海流予報	海流の状況の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸水注意報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

（特別警報）

第５条　法第 13 条の２第１項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種　　類	内　　容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

（水防活動の利用に適合する予報及び警報）

第７条　法第 14 条の２第１項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種　　類	内　　容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報

種　　類	内　　容
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

（警報事項の通知）

第８条　法第 15 条第１項の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

1．法第 13 条第１項の規定による警報の種類及び通知先

種　　類	通　知　先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

3．法第 14 条の２第１項の規定による警報の種類及び通知先

種　　類	通　知　先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

4. 法第 14 条の２第２項又は第３項の規定による警報の種類及び通知先

種　類	通　知　先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

（特別警報に係る警報事項の通知）

第９条　法第 15 条の２第１項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種　　類	通　知　先
気象特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

（気象庁以外の者の行うことができる警報）

第 10 条　法第 23 条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

参考資料　６

気象業務法施行規則(抜粋)

最終改正：平成二九年三月八日国土交通省令第九号

(昭和二十七年十一月二十九日運輸省令第百一号)

第三章　予報及び警報

（予報区等）

第八条　令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国予報区（本邦全域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	週間天気予報及び季節予報
地方予報区（二以上の府県を含む区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
府県予報区（一府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、地面現象注意報、高潮注意報、波浪注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、海氷予報、浸水注意報、洪水注意報、浸水警報、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報
津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報
航空予報空域（気象庁長官の指定する空域を範囲とするものをいう。）	空域予報及び空域警報
全般海上予報区（東は東経百八十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十度の線により限られた海域を範囲とするものをいう。）	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
地方海上予報区（気象庁長官の指定する海域を範囲とするものをいう。）	海面水温予報、海氷予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）

参考資料　7

気象庁予報警報規程（抜粋）

第１章　総則

（通則）

第１条 気象庁の行なう予報及び警報については、別に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

（予報区及び担当気象官署）

第２条 気象業務法施行規則（昭和２７年運輸省令第１０１ 号）第８条の予報区の区域及びこれを担当する気象官署は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区にあっては別表第１（抜粋）の、津波予報区にあっては別表第２（抜粋）の、全般海上予報区及び地方海上予報区にあっては別表第３（省略）のとおりとする。

第２章 一般の利用に適合する予報及び警報

（気象注意報及び気象警報の種類）

第１１条 気象注意報は風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報並びに雷、霜等の現象名を冠した注意報とする。

２ 気象警報は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報及び大雪警報の４種とする。

（注意報及び警報の担当気象官署等）

第１２条 次に揚げる注意報及び警報は、府県予報区を担当する気象官署（分担気象官署を含む）が、必要と認める場合に随時行う。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報はその警報事項を気象警報に含めて行う。

気象注意報	波浪注意報
気象警報	波浪警報
地面現象注意報	浸水注意報
地面現象警報	浸水警報
高潮注意報	洪水注意報
高潮警報	洪水警報

２ 前項に掲げる注意報及び警報は、府県予報区の二次細分区域（１つの市区町村の区域（海に面する市区町村にあっては、沿岸の海域を含む。）（別表第４　抜粋）をいう。ただし、別表第４の２（抜粋）の右欄に掲げる区域にあっては、当該区域（海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行う。

（津波予報、津波注意報及び津波警報の担当気象官署等）

第１３条 津波予報、津波注意報及び津波警報は、津波予報区を担当する気象官署が、必要と認める場合に随時に行う。

第５章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

（水防活動用気象注意報等の取扱い）

第１６条 気象業務法施行令（昭和２７年政令第４７１号）第６条の規定により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる第２章に定める注意報及び警報をもって代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

別表第１（抜粋）

府県予報区

名称	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	静岡地方気象台

別表第２（抜粋）

津波予報区

津波予報区	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	気象庁

別表第４（抜粋）

府県予報区	一次細分区域	区域
静岡県	伊豆	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
	東部	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
	中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
	西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

別表第４の２（抜粋）

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉野、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、楢尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る）
浜松市北部	静岡市浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域

参考資料　８

○ 水防活動実施の報告について

昭和６１・４・３０建設省河治発第２２号
各都道府県土木部長あて　治水課長通達

標記については、本年４月１日以降からは、下記により取り扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれたい。

記

１．洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。

２．報告日及び調査対象期間は次によるものとする。

（報告日）	（調査対象期間）
・　6　月 10 日	（ 1 月 1 日～　5 月末日、（ 1 月～ 5 月））
・　8　月 10 日	（　　～　7 月末日、（ 6 月～ 7 月））
・　10　月 10 日	（　　～　9 月末日、（ 8 月～ 9 月））
・　1　月 15 日	（　　～ 12 月末日、（ 10 月～12 月））

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合でも、該当なしの旨を報告すること。

３．その他

・ 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。

・ 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。

・ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

別紙様式

水防活動実施報告書

自　　年　　月

（　　都道府県）

至　　年　　月

区　分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分		人	円	円	円					
前回迄	―	―								
月分	―	―								
月分	―	―								
月分	―	―								
小計	―	―								
累計	―	―								
水防管理団体分										
前回迄										
月分	（　　）									
月分	（　　）									
月分	（　　）									
小計										
累計							円	円	円	

（作成要領）

1.「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2.「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

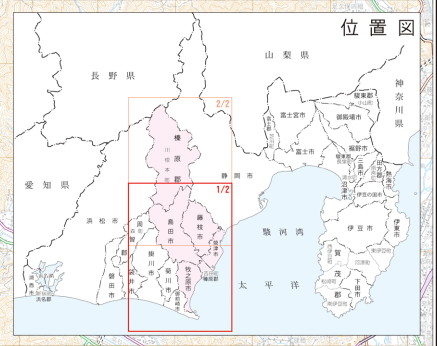
3.「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4.「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂の使用額を記入すること。

5.「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団分の「累計」欄のみ記入すること。

島田土木事務所管内図1/2

位置図



道路一覧表

（平成20年4月1日現在）

路線番号	路線名	実延長(m)
	国道	
150	国道150号	45,808.0
362	国道362号	38,310.1
473	国道473号 ※島田土木管内を含む	60,868.1
小計	3路線	144,986.2
	主要地方道	
30	焼津藤枝線	5,511.1
31	焼津榛原線	19,293.2
32	藤枝黒俣線	29,106.1
33	藤枝大井川線	5,718.1
34	島田吉田線	17,290.8
39	掛川川根線	5,145.9
55	島田停車場線	1,101.3
63	藤枝天竜線	29,444.8
64	島田川根線	18,828.2
69	相良大須賀線	7,184.0
73	扇立金谷線	13,223.9
77	川根千又峡線	35,469.2
79	吉田大東線	12,245.0
81	焼津森線	39,441.9
小計	14路線	243,003.5
	一般県道	
208	藤枝静岡線	5,748.2
209	静岡朝比奈藤枝線	13,735.8
210	相俣岡部線	4,855.6
213	焼津岡部線	5,406.2
215	伊久美藤枝線	14,758.5
216	堀之内吉田線	2,496.9
217	伊久美元島田線	14,445.2
220	蔵田島田線	17,229.9
222	上青島焼津線	10,530.0
224	大富藤枝線	4,807.3
225	藤枝停車場線	763.0
226	高洲和田線	5,396.1
227	島田大井川線	11,384.6
228	新金谷停車場線	416.1
229	吉田港線	906.0
230	住吉金谷線	13,246.9
233	横岡金谷線	12,136.6
234	吉沢金谷線	3,172.9
235	菊川横岡線	9,317.0
239	相良浜岡線	1,136.0
240	御前崎堀野新田線	544.0
241	薄原地頭方線	1,985.0
263	春野下泉停車場線	4,531.7
265	家山停車場線	147.4
342	河原大井川港線	14,158.1
355	焼津大井川線	7,926.4
356	善左衛門藤枝停車場線	4,093.4
372	大東相良線	1,129.0
381	島田金谷線	8,880.2
388	岳南嶺南鉄線	7,705.8
408	静岡空港線 ※	3,256.8
416	静岡焼津線	9,459.1
小計	32路線	212,368.9
計	49路線	600,358.6
	一般県道（自転車道路）	
375	静岡御前崎自転車道路	24,326.6
小計	1路線	24,326.6
合計	50路線	624,685.2

※408 静岡空港線は平成21年6月4日現在

急傾斜地崩壊危険区域

（平成21年8月1日現在）

区域名	位置	指定面積(㎡)	指定年月日	H12箇所番号
花沢	焼津市花沢	24,975	昭和46年4月13日	255号 107-（-1532
浜当目	焼津市浜当目	7,081	昭和47年4月11日	287号 107-（-1525
小浜	焼津市小浜	12,207	昭和47年4月11日	287号 107-（-1529
飯淵	焼津市飯淵	22,163	昭和47年4月11日	287号 107-（-1546
波津須々木	牧之原市波津	610	昭和47年4月11日	287号 106-（-1839
波津須々木	牧之原市波津	610	昭和50年8月26日	743号 107-（-1730
大井	焼津市大井	1,671	昭和50年8月26日	743号 107-（-1731
下青市	藤川根本町上長尾	1,110	昭和50年8月26日	743号 107-（-1802
千頭	藤川根本町千頭	4,496	昭和50年8月26日	743号 107-（-1814
城山	島田市金谷	3,038	昭和50年12月16日	1020号 107-（-1771
中平	島田市大代	5,130	昭和50年12月16日	1020号 107-（-1768
上伊太	島田市伊太	1,401	昭和51年12月7日	968号 107-（-1715
相賀	〃	14,590	昭和51年12月7日	968号 107-（-1723
ノ根	吉田町片岡	1,140	昭和51年12月7日	968号 107-（-1868
山	〃	3,990	昭和52年3月15日	231号 106-（-1870
花沢	焼津市花沢	2,970	昭和52年12月23日	985号 107-（-1528
戸	島田市野田	5,131	昭和52年12月23日	985号 107-（-1663
島	藤枝市堂島	11,678	昭和52年12月23日	985号 107-（-1666
沢 No.2	焼津市花沢	443	昭和55年4月2日	131号 107-（-1532
中	島田市高熊	2,952	昭和55年1月4日	9号 107-（-1759
部	〃	21,836	昭和55年1月4日	9号 107-（-1767
西	牧之原市中西	230	昭和55年3月14日	202号 106-（-1827
野田	島田市大津	25,900	昭和55年3月28日	268号 107-（-1692
〃	〃	1,850	昭和55年3月5日	763号 107-（-1707
木助	藤枝市滝ノ沢	757	昭和55年12月2日	1016号 107-（-1628
中山	藤枝市西方	6,600	昭和56年2月9日	1047号 107-（-1581
〃	藤枝市高田	1,676	昭和56年1月9日	1533号 107-（-1561
〃	藤枝市瀬戸ノ谷	27,200	昭和56年1月9日	1533号 107-（-1562
金谷	藤枝市高沢	5,745	昭和56年1月9日	193号 107-（-1626
神	藤枝市瀬戸ノ谷	16,686	昭和56年1月9日	1814号 107-（-1628
山	島田市高熊	6,086	昭和56年5月7日	453号 107-（-1798
崎	藤枝市身成	32,153	昭和56年7月2日	599号 107-（-1749
神	島田市神座	31,600	昭和56年7月24日	651号 107-（-2948
谷	牧之原市勝間	7,730	昭和56年9月27日	814号 106-（-1853
内谷小柳沢	藤枝市内谷	9,787	昭和56年10月4日	829号 107-（-1647
ノ	焼津市上新屋	3,318	昭和56年10月16日	877号 107-（-2920
方	藤枝市西方	10,073	昭和56年11月4日	50号 107-（-1584
生	藤枝市朝比奈	20,243	昭和56年11月4日	51号 107-（-1790
原	藤枝市原町	7,550	昭和56年11月7日	63号 107-（-1653
上長尾	藤枝市上長尾	5,383	昭和56年12月25日	199号 107-（-1655
間部	島田市高田	12,686	昭和56年3月4日	219号 107-（-1655
桂島谷川口	藤枝市桂島	21,422	平成15年3月24日	29号 107-Ⅱ-2069
宮島	藤枝市宮島	5,617	平成15年6月6日	602号 207-Ⅰ-2073
出	島田市金谷	12,804	平成15年7月4日	668号 107-（-1674
光寺屋敷	島田市東光寺	17,878	平成15年8月22日	796号 107-（-1600
金谷嶺南	島田市大津	13,360	平成15年9月5日	841号 107-（-1684
崎上山	焼津市高崎	6,907	平成16年2月10日	138号 107-（-1703
野	焼津市野秋	12,027	平成16年2月13日	141号 107-（-1538
墓 No.2	本川根本町千頭	497	平成16年3月23日	347号 107-（-2712
三	藤枝市竹下	15,320	平成16年4月27日	513号 107-（-1814
保	藤枝市竹下	1,130	平成16年5月14日	576号 107-（-1594
保	牧之原市静波	910	平成16年5月19日	590号 106-（-2964
新	島田市神座	5,000	平成16年5月19日	705号 106-（-1825
部	島田市金谷	6,018	平成16年6月22日	706号 107-（-1650
山A	島田市川根町家山	2,444	平成16年7月2日	739号 107-（-1790
下	(中川根本町上長尾	10,115	平成16年7月2日	740号 107-（-1785
下	島田市川根町身成	11,455	平成16年8月6日	839号 107-（-2947
片	牧之原市片浜	1,940	平成16年11月9日	1085号 106-（-1832
三ツ関	(中川根本町三ツ関	19,787	平成16年11月9日	1084号 107-Ⅱ-2443 2444
新	牧之原市静波	1,560	平成17年9月20日	1102号 106-（-1858
下	島田市川根町笹間下	5,119	平成17年10月7日	1151号 107-（-2949
〃	藤枝市中ノ谷	10,071	平成17年10月18日	1179号 107-（-1566
大	藤枝市瀬戸ノ谷A	5,197	平成17年10月21日	1286号 107-（-2157
〃	藤枝市	7,313	平成17年11月25日	1287号 107-（-1741
西	藤枝市笠石	410	平成18年1月24日	1315号 106-（-2963
川	島田市本町上川	1,150	平成18年1月4日	14号 107-（-1800
西	藤枝市笠石	1,050	平成18年2月14日	172号 106-（-2963
川	島田市尾川	17,653	平成18年2月8日	424号 107-（-1702
前	藤枝市笠石	15,497	平成18年7月11日	749号 107-（-1724
空港	島田市静波	4,982	平成18年10月17日	986号 106-（-1859
蔵前	藤枝市花倉	15,222	平成18年10月17日	985号 107-（-1589
川	藤枝市北方	19,551	平成18年10月17日	1157号 107-（-1568
小	藤枝市笠石	10,321	平成18年12月5日	1157号 107-（-1572
沢	藤枝市野田	11,164	平成18年12月8日	1158号 107-（-1664
蔵前	藤枝市北方	29,118	平成19年2月22日	478号 107-（-1574
多	藤枝市瀬戸ノ谷	26,213	平成19年2月9日	608号 107-（-1726
空	島田市高熊	1,775	平成19年12月18日	1101号 107-（-1528
谷	藤枝市花倉	8,507	平成19年12月18日	1100号 107-（-1592
料	〃	10,454	平成19年12月18日	1538号 107-（-2925
沢内	藤枝市滝ノ沢	4,861	平成19年12月18日	1150号 107-（-1626
方小	藤枝市北方	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-2922
出	藤枝市叶ヶ谷	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-1593
木助	藤枝市滝ノ沢	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-1593
下	島田市金谷	1,542	平成19年3月6日	203号 107-（-1775
下大沢	藤枝市西方	10,020	平成19年3月6日	203号 107-（-1579
下大沢	〃	1,437	平成19年3月6日	203号 107-（-1580
踏	藤枝市高田	3,622	平成19年3月6日	203号 107-（-1562
寺	藤枝市瀬戸ノ谷	25,858	平成19年3月6日	203号 107-（-1599
沢	焼津市坂本	6,145	平成19年3月6日	203号 107-（-1544
当目	焼津市浜当目	5,960	平成19年3月6日	201号 107-（-1527
花	〃	3,380	平成19年3月6日	201号 107-（-1528
下	藤枝市岡部	665	平成19年3月6日	201号 107-（-1677
岡	藤枝市岡部	14,831	平成19年3月6日	201号 107-（-1659
山	〃	15,302	平成19年3月6日	201号 107-（-1658
〃	牧之原市勝間	420	平成19年3月6日	201号 107-（-1852
天王	牧之原市波津	5,436	平成19年3月6日	201号 106-（-1838
本	島田市川根町家山	10,960	平成19年3月6日	201号 107-（-1546
本	焼津市坂本	8,754	平成19年3月6日	201号 107-（-1546
土ノ谷	藤枝市助宗	3,164	平成19年3月6日	201号 107-（-1605
ノ谷	藤枝市中根田	12,363	平成19年3月6日	201号 107-（-1556
下	藤枝市瀬戸ノ谷	9,088	平成19年3月6日	201号 107-（-1621
大	藤枝市瀬戸ノ谷	15,176	平成19年3月6日	201号 107-（-1622
片	島田市川根町家山	8,556	平成19年3月30日	350号 107-（-2940
相	島田市相賀	10,874	平成19年3月30日	350号 107-（-2941
谷	藤枝市大津	14,421	平成19年3月30日	350号 107-（-1698
中	島田市伊久美	8,341	平成19年3月30日	350号 107-（-1762
間	島田市福用	20,634	平成19年3月30日	351号 107-（-1761
二	藤枝市駅前	18,479	平成19年3月30日	349号 107-（-1660
島	島田市川根町身成	10,874	平成19年3月30日	352号 107-（-1780
前	島田市大代	20,850	平成19年3月30日	643号 107-（-1555
賀	島田市金谷	6,308	平成19年3月30日	165号 107-（-1720
間	島田市大長	26,350	平成19年3月30日	165号 107-（-1696
橋	藤枝市花倉	1,164	平成19年3月30日	165号 107-（-1626
長	島田市伊久美	1,705	平成19年3月30日	165号 107-（-1746
間	牧之原市大安	1,050	平成19年3月30日	165号 107-（-1826
東	島田市大津	2,924	平成19年3月31日	290号 107-（-1699
杉	島田市大長	10,860	平成19年3月31日	956号 107-（-1725
平	島田市川根町家山	10,099	平成19年3月31日	218号 107-（-1794
尾	牧之原市石脇上	13,932	平成19年3月31日	263号 107-（-1832
沢	藤枝市花倉	3,968	平成19年3月28日	263号 107-（-2951
東	島田市川根町家山	3,619	平成19年3月28日	265号 107-（-2951
下	牧之原市大江	720	平成19年3月31日	308号 106-（-1836
座釜戸	島田市大長	18,106	平成17年11月24日	895号 107-（-1735 1736
小	焼津市花沢	14,797	平成17年11月24日	894号 107-（-1524
〃	牧之原市片浜	1,060	平成18年8月3日	729号 106-（-1833
野田 No.2	島田市大津	20,289	平成18年11月19日	969号 107-（-1708
後	藤枝市鳥取	10,700	平成18年11月19日	969号 107-（-1657
菅ヶ谷下宮代	牧之原市菅ヶ谷	1,600	平成18年3月24日	312号 106-（-1830
谷	牧之原市菅ヶ谷	610	平成18年3月24日	369号 106-（-1862
脇下	焼津市石脇下	5,913	平成18年8月18日	739号 107-（-1540
瀬	焼津市吉津	12,783	平成18年8月18日	989号 107-（-1534
立	沢	5,399	平成18年11月20日	989号 107-（-1535
小	川根本町建川	17,304	平成18年11月20日	990号 107-（-1799
中	平島田市伊久美	5,743	平成18年3月9日	210号 107-（-1737
上河内	島田市川根町笹間下	3,106	平成18年3月23日	272号 107-（-2949
前	牧之原市坂部	1,390	平成18年3月30日	321号 106-（-1843
蔵ヶ谷	島田市大津	1,768	平成18年1月18日	42号 107-（-1709
ノ沢	川根本町上長尾	14,400	平成18年10月17日	833号 107-（-1601
堂山	藤枝市上長尾	20,275	平成18年12月22日	1008号 107-（-1563
代(石脇久日堂)	焼津市石脇下	7,494	平成18年1月23日	61号 107-（-1539
合	島田市大津	24,143	平成19年2月23日	143号 107-（-1704 1705・1706
成	島田市川根町身成	2,952	平成19年2月27日	159号 107-（-1783
輪	藤枝市三輪	2,001	平成19年3月16日	263号 107-（-1644
賀	島田市大長	4,103	平成19年3月23日	303号 107-（-1728
間	島田市大津	6,750	平成19年3月23日	302号 107-（-1729 107-（-1710 1711
ヶ谷 No.2	島田市大津	6,343	平成14年2月19日	138号 107-（-1541
脇上	焼津市石脇上	8,110	平成14年2月19日	9号 107-（-1541
大日山	焼津市石脇上	5,450	平成14年2月8日	192号 107-（-1541
原	藤枝市瀬戸ノ谷	4,662	平成14年3月8日	194号 107-（-1615
沢	藤枝市滝ノ沢	5,745	平成14年3月8日	193号 107-（-1626
神	藤枝市瀬戸ノ谷	16,686	平成14年3月8日	194号 107-（-1614
山	島田市高熊	6,086	平成14年3月7日	453号 107-（-1798 1749
成	島田市身成	32,153	平成14年7月2日	599号 107-（-2948
間	藤枝市岡部笹間東	31,600	平成14年7月24日	651号 106-（-1853
谷	牧之原市勝間	7,730	平成14年9月27日	814号 106-（-1647
ノ	藤枝市内谷	9,787	平成14年10月4日	829号 107-（-2920
ノ	焼津市上新屋	3,318	平成14年10月16日	877号 107-（-1584
方	藤枝市西方	10,073	平成15年1月4日	50号 107-（-1790
生	藤枝市朝比奈	20,243	平成15年1月4日	51号 107-（-1653
原	藤枝市原町	7,550	平成15年1月7日	63号 107-（-1655
上長尾	藤枝市上長尾	5,383	平成15年12月25日	199号 107-（-1655
間部	島田市高田	12,686	平成15年3月4日	219号 107-（-1600 1601
桂島谷川口	藤枝市桂島	21,422	平成15年3月24日	29号 107-Ⅱ-2069
宮島	藤枝市宮島	5,617	平成15年6月6日	602号 207-Ⅰ-2073
出	島田市金谷	12,804	平成15年7月4日	668号 107-（-1674
光寺屋敷	島田市東光寺	17,878	平成15年8月22日	796号 107-（-1600
金谷嶺南	島田市大津	13,360	平成15年9月5日	841号 107-（-1684
崎上山	焼津市高崎	6,907	平成16年2月10日	138号 107-（-1703
野	焼津市野秋	12,027	平成16年2月13日	141号 107-（-1538
墓 No.2	本川根本町千頭	497	平成16年3月23日	347号 107-（-2712
三	藤枝市竹下	15,320	平成16年4月27日	513号 107-（-1814
保	藤枝市竹下	1,130	平成16年5月14日	576号 107-（-1594
保	牧之原市静波	910	平成16年5月19日	590号 106-（-2964
新	島田市神座	5,000	平成16年5月19日	705号 106-（-1825
部	島田市金谷	6,018	平成16年6月22日	706号 107-（-1650
山A	島田市川根町家山	2,444	平成16年7月2日	739号 107-（-1790
長尾	(中川根本町上長尾	10,115	平成16年7月2日	740号 107-（-1785
成	島田市川根町身成	11,455	平成16年8月6日	839号 107-（-2947
片	牧之原市片浜	1,940	平成16年11月9日	1085号 106-（-1832
三ツ関	(中川根本町三ツ関	19,787	平成16年11月9日	1084号 107-Ⅱ-2443 2444
新	牧之原市静波	1,560	平成17年9月20日	1102号 106-（-1858
下	島田市川根町笹間下	5,119	平成17年10月7日	1151号 107-（-2949
〃	藤枝市中ノ谷	10,071	平成17年10月18日	1179号 107-（-1566
大	藤枝市瀬戸ノ谷A	5,197	平成17年10月21日	1286号 107-（-2157
〃	藤枝市	7,313	平成17年11月25日	1287号 107-（-1741
西	藤枝市笠石	410	平成18年1月24日	1315号 106-（-2963
川	島田市本町上川	1,150	平成18年1月4日	14号 107-（-1800
西	藤枝市笠石	1,050	平成18年2月14日	172号 106-（-2963
川	島田市尾川	17,653	平成18年2月8日	424号 107-（-1702
前	藤枝市笠石	15,497	平成18年7月11日	749号 107-（-1724
空港	島田市静波	4,982	平成18年10月17日	986号 106-（-1859
蔵前	藤枝市花倉	15,222	平成18年10月17日	985号 107-（-1589
川	藤枝市北方	19,551	平成18年10月17日	1157号 107-（-1568
小	藤枝市笠石	10,321	平成18年12月5日	1157号 107-（-1572
沢	藤枝市野田	11,164	平成18年12月8日	1158号 107-（-1664
蔵前	藤枝市北方	29,118	平成19年2月22日	478号 107-（-1574
多	藤枝市瀬戸ノ谷	26,213	平成19年2月9日	608号 107-（-1726
空	島田市高熊	1,775	平成19年12月18日	1101号 107-（-1528
谷	藤枝市花倉	8,507	平成19年12月18日	1100号 107-（-1592
料	〃	10,454	平成19年12月18日	1538号 107-（-2925
沢内	藤枝市滝ノ沢	4,861	平成19年12月18日	1150号 107-（-1626
方小	藤枝市北方	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-2922
出	藤枝市叶ヶ谷	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-1593
木助	藤枝市滝ノ沢	12,382	平成19年3月23日	258号 107-（-1593
下	島田市金谷	1,542	平成19年3月6日	203号 107-（-1775
下大沢	藤枝市西方	10,020	平成19年3月6日	203号 107-（-1579
下大沢	〃	1,437	平成19年3月6日	203号 107-（-1580
踏	藤枝市高田	3,622	平成19年3月6日	203号 107-（-1562
寺	藤枝市瀬戸ノ谷	25,858	平成19年3月6日	203号 107-（-1599
沢	焼津市坂本	6,145	平成19年3月6日	203号 107-（-1544
当目	焼津市浜当目	5,960	平成19年3月6日	201号 107-（-1527
花	〃	3,380	平成19年3月6日	201号 107-（-1528
下	藤枝市岡部	665	平成19年3月6日	201号 107-（-1677
岡	藤枝市岡部	14,831	平成19年3月6日	201号 107-（-1659
山	〃	15,302	平成19年3月6日	201号 107-（-1658
〃	牧之原市勝間	420	平成19年3月6日	201号 107-（-1852
天王	牧之原市波津	5,436	平成19年3月6日	201号 106-（-1838
本	島田市川根町家山	10,960	平成19年3月6日	201号 107-（-1546
本	焼津市坂本	8,754	平成19年3月6日	201号 107-（-1546
土ノ谷	藤枝市助宗	3,164	平成19年3月6日	201号 107-（-1605
ノ谷	藤枝市中根田	12,363	平成19年3月6日	201号 107-（-1556
下	藤枝市瀬戸ノ谷	9,088	平成19年3月6日	201号 107-（-1621
大	藤枝市瀬戸ノ谷	15,176	平成19年3月6日	201号 107-（-1622
片	島田市川根町家山	8,556	平成19年3月30日	350号 107-（-2940
相	島田市相賀	10,874	平成19年3月30日	350号 107-（-2941
谷	藤枝市大津	14,421	平成19年3月30日	350号 107-（-1698
中	島田市伊久美	8,341	平成19年3月30日	350号 107-（-1762
間	島田市福用	20,634	平成19年3月30日	351号 107-（-1761
二	藤枝市駅前	18,479	平成19年3月30日	349号 107-（-1660
島	島田市川根町身成	10,874	平成19年3月30日	352号 107-（-1780
前	島田市大代	20,850	平成19年3月30日	643号 107-（-1555
賀	島田市金谷	6,308	平成19年3月30日	165号 107-（-1720
間	島田市大長	26,350	平成19年3月30日	165号 107-（-1696
橋	藤枝市花倉	1,164	平成19年3月30日	165号 107-（-1626
長	島田市伊久美	1,705	平成19年3月30日	165号 107-（-1746
間	牧之原市大安	1,050	平成19年3月30日	165号 107-（-1826
東	島田市大津	2,924	平成19年3月31日	290号 107-（-1699
杉	島田市大長	10,860	平成19年3月31日	956号 107-（-1725
平	島田市川根町家山	10,099	平成19年3月31日	218号 107-（-1794
尾	牧之原市石脇上	13,932	平成19年3月31日	263号 107-（-1832
沢	藤枝市花倉	3,968	平成19年3月28日	263号 107-（-2951
東	島田市川根町家山	3,619	平成19年3月28日	265号 107-（-2951
下	牧之原市大江	720	平成19年3月31日	308号 106-（-1836
座釜戸	島田市大長	18,106	平成17年11月24日	895号 107-（-1735 1736
小	焼津市花沢	14,797	平成17年11月24日	894号 107-（-1524
〃	牧之原市片浜	1,060	平成18年8月3日	729号 106-（-1833
野田 No.2	島田市大津	20,289	平成18年11月19日	969号 107-（-1708
後	藤枝市鳥取	10,700	平成18年11月19日	969号 107-（-1657
菅ヶ谷下宮代	牧之原市菅ヶ谷	1,600	平成18年3月24日	312号 106-（-1830
谷	牧之原市菅ヶ谷	610	平成18年3月24日	369号 106-（-1862
脇下	焼津市石脇下	5,913	平成18年8月18日	739号 107-（-1540
瀬	焼津市吉津	12,783	平成18年8月18日	989号 107-（-1534
立	沢	5,399	平成18年11月20日	989号 107-（-1535
小	川根本町建川	17,304	平成18年11月20日	990号 107-（-1799
中	平島田市伊久美	5,743	平成18年3月9日	210号 107-（-1737
上河内	島田市川根町笹間下	3,106	平成18年3月23日	272号 107-（-2949
前	牧之原市坂部	1,390	平成18年3月30日	321号 106-（-1843
蔵ヶ谷	島田市大津	1,768	平成18年1月18日	42号 107-（-1709
ノ沢	川根本町上長尾	14,400	平成18年10月17日	833号 107-（-1601
堂山	藤枝市上長尾	20,275	平成18年12月22日	1008号 107-（-1563
代(石脇久日堂)	焼津市石脇下	7,494	平成18年1月23日	61号 107-（-1539

凡例

高規格道路		地すべり防止区域	
国道(直轄)		急傾斜崩壊危険区域	
国道(県管理)		交通規制区間	通行止 通行注意
主要地方道		無線中継所	
一般県道		港湾区域	
港湾道路・広域農道		漁港区域	
計画道路・通行不能区間		海岸保全区域	
橋梁		備蓄資材置場	
トンネル		県営住宅	
道路情報板		都市計画区域	
河川(直轄)		市街化区域	
河川(県管理)		都市計画道路	
雨量計		富士山静岡空港制限区域	
水位計		DID区域	
堰堤		土木事務所・支所・分庁舎	
水門		市町役場・支所	
陸閘		道の駅	
砂防指定地			

1:50,000 (1cm=2cm)

1000 0 1000 2000 3000 4000 5000m

重要水防箇所・水防上重大な影響のある橋梁・ダム・大規模水こう門・水門等注意箇所

重要水防箇所	重要度A	
	重要度B	
水防上重大な影響のある橋梁		
ダム・大規模水こう門		
水門等注意箇所		
雨量観測所	自記	◎
	テレ	●
水位観測所	普通	▲
	自記	▲
	テレ	▲
水防倉庫		■
河川監視カメラ	CCTV	
	WEB	

海岸保全区域一覧表

（平成21年8月1日現在）

海岸名	区域	海岸線延長(m)	保全区域面積(㎡)
焼津海岸（大崩地区海岸）	焼津市小浜字見崩873-1番地先～焼津市浜当目字中山1729番地先	2,218.27	238,301.82
焼津海岸（田尻地区海岸）	焼津市石脇2259番地の358（焼津漁港区域、南端）境界杭～焼津市小林545番地の713番地先（進界杭）	3,659.17	726,940.94
大井川海岸（下小杉地区海岸）	焼津市下小杉字浜堤1044-5番地先～焼津市村右衛門字地蔵前2727-167番地先	3,920.60	1,555,304.13
大井川海岸（飯淵地区海岸）	焼津市大字利右衛門字地蔵前2727-169番地先～焼津市大字飯淵字前浜1656-5番地先	1,446.62	209,626.17
相良片浜海岸（片浜地区海岸）	牧之原市片浜3387番地先から牧之原市片浜3381番の01地先まで	2,414.43	507,807.13
相良須々木海岸（須々木地区海岸）	牧之原市須々木2651番の450地先から牧之原市新庄字北ノ前136番の1地先まで	4,109.90	771,810.32
相良新庄海岸（新庄地区海岸）	牧之原市新庄字浜2637番の8地先から牧之原市新庄字浜2756番の18地先まで	516.44	80,236.12
吉田海岸（川尻・住吉地区海岸）	牧之原市川尻4036番の2地先から牧之原市住吉5436番の15番地先まで	2,476.98	530,107.26
榛原海岸	牧之原市細江6695番地先から牧之原市細江6643番の2地先まで	783.77	154,854.39

通行規制基準（通行規制区間）

番号	路線名	通行規制区間 区間	延長(km)	気象観測所
①	国道473号 静岡県道	島田市屋林 島田市福用	6.5	島田土木川根支所
②	主要地方道 島田川根線	島田市川口 島田市神座	3.5	島田土木事務所 島田土木川根支所
③	一般県道 島田金谷線	島田市新町 島田市岐佐原	3.7	日坂テレメーター
④	一般県道 静岡焼津線	静岡市駿河区石部 焼津市浜当目	2.2 (5.1)	用宗テレメーター 中港テレメーター
⑤	主要地方道 藤枝黒俣線	藤枝市市之瀬 静岡市葵区久能尾	12.3 (18.0)	瀬戸谷テレメーター 清沢テレメーター
⑥	国道362号 静岡県道	榛原郡川根本町富士城 静岡市葵区久能尾	8.5 (15.3)	本川根テレメーター 清沢テレメーター
⑦	主要地方道 川根寸又峡線	榛原郡川根本町奥泉 榛原郡川